

防犯設備導入で税制優遇

中小企業向けに防犯カメラ、EAS等が対象

中小企業庁／JEAS

中小企業では、生産性の更なる向上と投資額との兼ね合いに課題を持つケースが多い。政府は昨年度の税制改正で、中小企業の投資を後押しすることを目的に、中小企業等経営強化法に基づき「中小企業経営強化税制」(以下、経営強化税制)を増設。その中で、防犯カメラ、EAS(電子商品監視機器)等の防犯設備を導入することで、生産性向上に寄与する場合には、特例として固定資産税の半減、法人税は設備取得額の一部が控除対象として認められるようになった。

中小企業庁では、2月から日本万引防止システム協会(JEAS)以下、JEASを申請窓口として指定。同制度の利用により、中小企業の防犯設備の有効活用が広がることが期待される。

中小企業庁では、2月1000人以下③常時使用する従業員数が1000人以下の個人が対象。資本金が1億円以下でも、同一の大規模法人から2分の1以上の出資、または2社以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける企業は対象外、対象は電気、水道、鉄道、航空運輸、銀行、娯楽等を除く業種。同制度の対象となる設備の所在地は、40道県であることが条件(埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪は対象外)。

対象となる防犯設備は、販売開始から6年以内の防犯カメラ、EAS等で、1システムあたり30万円以上の新製品が対象(中古は対象外)。加えて、生産効率、エネルギー効率、精度など、経営

を有しない法人で従業員1000人以下③常時使用する従業員数が1000人以下の個人が対象。資本金が1億円以下でも、同一の大規模法人から2分の1以上の出資、または2社以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける企業は対象外、対象は電気、水道、鉄道、航空運輸、銀行、娯楽等を除く業種。同制度の対象となる設備の所在地は、40道県であることが条件(埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪は対象外)。

対象となる防犯設備は、販売開始から6年以内の防犯カメラ、EAS等で、1システムあたり30万円以上の新製品が対象(中古は対象外)。加えて、生産効率、エネルギー効率、精度など、経営



太刀川 課長補佐

経営強化税制の対象となる中小企業は、①資本金もしくは出資金の額が1億円以下②資本金もしくは出資金

1効率、精度など、経営

力向上に資する指標が、旧モデル比で年平均1%以上向上している設備となっている。基本的にソフトウェアは対象外。

この税制措置を利用する場合、「一定程度の対象設備の事前証明手続きが必要となる」(中小企業庁・太刀川徹課長補佐)。

確定資産税を3年間にわたって半減。そして、法人税(個人事業主の場合は取得金額の10%(資本金3000万円超、1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用できる。

中小企業が経営強化税制の適用を申請する場合、ユーザーは防犯設備を生産したメーカーに証

明書の発行を依頼。依頼を受けた設備メーカーは、中小企業庁ホームページ(<http://www.c-husho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>)でダウンロードできる証明書(様式1)、チェックシート(様式2)に必要事項を

記載して、当該設備を担当する工業会の確認を受け、工業会がメーカーに証明書を発行するという流れとなる。

JEASでは、2月から証明書の発行受付を開始。メーカーは証明書発行申請書、書式1、書式2をJEASに郵送。J

EASでは、内容に不備等がない場合には2週間程度で証明書を発行。証明書の発行を受けたメーカーは、ユーザーに証明書を転送。ユーザーは証明書の確認を受けた設備を経営力向上計画に記載して、計画申請書及びその写しと証明書の写しを

添付して、主務大臣宛に計画を申請。主務大臣は申請を受け、計画認定書と計画申請書の写しをユーザーに交付する。この一連の流れで、経営力向上に寄与する設備と認められれば、税法上その他の要件を満たすことで、税務申告で税制上の優遇措置を受けられる。

経営強化税制の適用期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日まで。認定を受けてから設備を取得する流れが原則だが、設備取得後に申請する場合には、設備取得

日から60日以内に経営力向上計画が受理されることが必要となる。